

## 用語の解説

### 1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に須坂市内に「常住している者」をいう。

### 2 年齢

年齢は平成17年9月30日現在による満年齢である。なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

### 3 年齢区分(3区分)

年少人口 : 0歳から14歳までの人口

生産年齢人口 : 15歳から64歳までの人口

老年人口 : 65歳以上の人口

なお、年少人口と老年人口を合計したものを従属人口という。

### 4 年齢構成指数

年少人口指数 : 生産年齢人口に対する年少人口の比率

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{0歳～14歳人口}}{\text{15歳～64歳人口}} \times 100$$

老年人口指数 : 生産年齢人口に対する老年人口の比率

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{65歳以上人口}}{\text{15歳～64歳人口}} \times 100$$

従属人口指数 : 生産年齢人口に対する従属人口の比率

$$\text{従属人口指数} = \frac{(\text{0歳～14歳人口}) + (\text{65歳以上人口})}{\text{15歳～64歳人口}} \times 100$$

老年化指数 : 年少人口に対する老年人口の比率

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{65歳以上人口}}{\text{0歳～14歳人口}} \times 100$$

### 5 平均年齢

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{総人口}} + 0.5$$

### 6 配偶関係

配偶関係は届出の有無にかかわらず、実際の状態により次のとおり区分した。

未婚 — まだ結婚をしたことのない人

有配偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 — 妻又は夫と死別して独身の人

離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

### 7 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

#### 一般世帯

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただしこれらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

#### 施設等の世帯

(1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

- (6)その他 ― 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など  
 なお、世帯の単位は、原則として(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊または艦船ごと、(5)は建物ごと、  
 (6)は一人一人である。

## 8 世帯人員及び親族人員

世帯人員 ― 世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数

親族人員 ― 世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数

なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

## 9 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

親族世帯 ― 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もこれに含まれる。

非親族世帯 ― 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

単独世帯 ― 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって  
 核家族世帯とその他の親族世帯とに区分した。

## 10 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯 ― 65歳以上の者1人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)

高齢夫婦世帯 ― 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がいないもの)

## 11 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯 ― 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家 ― 居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。

また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家 ― その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市町村営の賃貸住宅やアパートであって、  
 かつ給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家 ― その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給  
 公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合  
 なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

民営の借家 ― その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない  
 場合

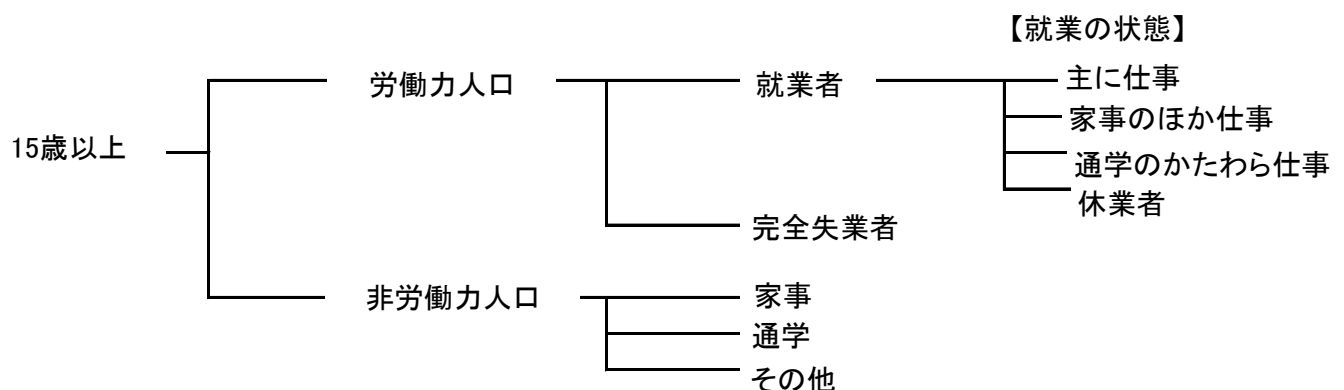
給与住宅 ― 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部  
 として居住している場合

なお、この場合家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている  
 一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り ― 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の  
 一部を借りて住んでいる場合

## 12 労働力状態

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間(以下「調査期間」という。)に「仕事をしたか  
 どうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 — 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業利益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は、就業者とした。

(1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 — 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 — 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事 — 主に通学をしていて、そのかたわら仕事をした場合

休業者 — 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、または勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。

完全失業者 — 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 — 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 — 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 — 主に通学していた場合

その他 — 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

### 13 産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成17年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）を基に、これを平成17年国勢調査に適合するように集約して編成したもので、19項目の大分類、80項目の中分類、228項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

|       |   |   |     |   |   |                   |  |
|-------|---|---|-----|---|---|-------------------|--|
| 第1次産業 | { | A | 農業  | { | G | 電気・ガス・熱供給・水道業     |  |
|       |   | B | 林業  |   | H | 情報通信業             |  |
|       |   | C | 漁業  |   | I | 運輸業               |  |
| 第2次産業 | { | D | 鉱業  |   | J | 卸売・小売業            |  |
|       |   | E | 建設業 |   | K | 金融・保険業            |  |
|       |   | F | 製造業 |   | L | 不動産業              |  |
| 第3次産業 | { |   |     |   | M | 飲食店、宿泊業           |  |
|       |   |   |     |   | N | 医療、福祉             |  |
|       |   |   |     |   | O | 教育、学習支援業          |  |
|       |   |   |     |   | P | 複合サービス事業          |  |
|       |   |   |     |   | Q | サービス業(他に分類されないもの) |  |
|       |   |   |     |   | R | 公務(他に分類されないもの)    |  |
|       |   |   |     |   | S | 分類不能の産業           |  |
|       |   |   |     |   |   |                   |  |

### 14 人口集中地区

市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域